

保佐開始の審判事件を本案とする保全処分の申立人による、同処分を選任された財産管理者が提出した書面の謄写申立て**【文 献 種 別】** 決定／最高裁判所第一小法廷**【裁判年月日】** 令和 4 年 6 月 20 日**【事 件 番 号】** 令和 3 年（許）第 13 号**【事 件 名】** 閲覧謄写申立て却下決定に対する抗告却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件**【裁 判 結 果】** 抗告棄却**【参 照 法 令】** 家事事件手続法 47 条 1 項・3 項・8 項、134 条 1 項・2 項・6 項、126 条 1 項、125 条 2 項、民法 27 条 1 項、家事事件手続規則 85 条、82 条 1 項**【掲 載 誌】** 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25572206

國學院大學教授 佐古田真紀子

事実の概要

X（申立人・抗告人・抗告人）は、千葉家庭裁判所に対し、実母 A について保佐開始の審判を申し立てるとともに、財産管理者の選任等を求める審判前の保全処分を申し立てた。

同裁判所は、審判前の保全処分として B 弁護士を財産管理者に選任するとともに、同管理者の保佐を受けることを命ずる審判をし、同審判はその効力を生じた。その後、管理者 B は、管理すべき財産の目録および財産状況の報告書を同裁判所に提出した。

X は同裁判所に対し、管理者 B が提出した書面一式の謄写の許可を申し立てたが、却下されたため、即時抗告をした。同裁判所は、X は当事者に該当せず、第三者からされた記録の謄写の許可の申立てを却下した裁判に対しては即時抗告をすることができないから、X の即時抗告は不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるとして、これを却下した。X は即時抗告をしたが、原審は棄却した。そこで X は、保佐開始の審判事件を本案とする保全処分事件において選任された財産管理者が家庭裁判所に提出した書面は、保全処分事件の記録に当たるから、保全処分の申立人は、当事者として謄写等の許可を申し立て、これを却下した裁判に対して適法に即時抗告をすることができるとして、許可抗告を申し立てた。

決定の要旨

抗告棄却。

「保佐開始の審判事件を本案とする財産の管理者の選任及び保佐命令の保全処分（家事事件手続法 134 条 1 項、2 項、126 条 1 項）は、保佐開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任するなどして暫定的に法律関係を形成し、もって被保佐人となるべき者の保護を図ることを目的とするものであると解される。そうすると、上記保全処分を命ずる審判が効力を生じた後は、保佐開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者による財産の管理及び代理権の行使等を通じて、被保佐人となるべき者の保護が図られることになるのであるから（法 134 条 5 項、6 項、民法 28 条）、上記保全処分の事件は、財産の管理者の選任等の保全処分を命ずる審判の確定により終了するといふべきである。

上記保全処分の事件において選任された財産の管理者は、その管理すべき財産の目録を作成し、これを家庭裁判所に提出しなければならない（法 134 条 6 項、民法 27 条 1 項、家事事件手続規則 85 条、82 条 1 項）、また、家庭裁判所に命ぜられて財産の状況についての報告書を提出する（法 134 条 6 項、125 条 2 項）が、これらの書面は、財産の管理者の選任後における財産管理事務の適正を期することを目的として提出を求められるものであるから、上記保全処分の事件についての裁

判所及び当事者の共通の資料となり得るものではない。

以上によれば、保佐開始の審判事件を本案とする保全処分の事件において選任された財産の管理者が家庭裁判所に提出したその管理すべき財産の目録及び財産の状況についての報告書は、上記保全処分の事件の記録には当たらない。

「本件申立ての対象となる書面は、抗告人を当事者とする審判前の保全処分の事件の記録には当たらず、抗告人を当事者とし、ない別個の手続の資料として提出されたものであるから、本件申立ては第三者からの申立てであり、これを却下した裁判に対する抗告人の即時抗告は不適法である。」

判例の解説

一 家事事件における審理の非公開性と記録の開示

家事事件においては、民事訴訟と異なり、手続は原則として非公開で行われる（家事事件手続法33条）。家事事件は、公益性の観点から裁判所が後見的立場で実体的真実に合致した判断をすることが要請され、個人の私生活、財産状態、生活状況、感情問題にまで立ち入って審理調査するため、手続を公開すれば当事者または関係人のプライバシーを侵害する結果になること、手続を公開すると、秘密が公になることを恐れる当事者または関係人から必要な資料が提出されず、事件の適正な解決が阻害される可能性があること、さらに家事事件を含む非訟事件の手続は実体法上の権利義務を最終的に確定する手続ではないため、憲法上の公開の要請は及ばないとされること¹⁾が、その理由である²⁾。

以上の理由からすれば、事件の記録についても同様に、家庭裁判所が収集した資料がみだりに公開されないという保障が必要である。そこで家事事件手続法施行前の家事審判法の下においては、当事者と利害関係人とを区別することなく、「裁判所は、事件の関係人の申立により、これを相当であると認めるときは」、記録の閲覧等を許可するものとされ（旧規則第12条第1項）、相当性の判断は家庭裁判所の裁量に委ねられていた。そしてこの許可の判断に対する不服申立ては認められていなかった。

家事審判においては、民事訴訟と異なり、裁判

所の判断の基礎となる資料を当事者または利害関係参加人が当然に了知するという構造はとられていない。そこで当事者に閲覧謄写が許されず、反駁することのできない資料に基づいて審判がなされることにつき、特に争訟性の強い乙類審判事件において問題視され、記録の閲覧権は当事者等への手続保障の根幹をなすことから、相手方または第三者のプライバシーの侵害にならない限り、家庭裁判所は判断の基礎となる資料の閲覧等を許可すべきであると批判されていた。

これを受けて平成25年に施行された家事事件手続法では、記録の閲覧謄写についての規定が改められた。まず、家事審判事件の当事者は、記録の閲覧または謄写の請求をすることができ（47条1項）、この申立てがあったときは、家庭裁判所は、同条4項規定の例外事由に該当する場合を除き、これを許可しなければならない（同条3項）。そして申立てを却下した裁判に対し、当事者は即時抗告をすることができることとなった（同条8項）。他方、利害関係を疎明した第三者から記録の閲覧等の許可の申立てがあった場合は、旧法と同様、家庭裁判所が相当と認める場合に許可するものとされ（同条5項）、申立てを却下した決定に対する即時抗告も認められていない（同条8項の反対解釈）。第三者については手続上の権能を行使する機会の保障という要請がないためである³⁾。以上の通り、現行法においては、当事者か第三者かにより、記録の閲覧謄写の許可の要件および即時抗告の可否が異なることとなった。

二 手続の同一性の基準

1 問題の所在

家事事件手続法における当事者とは、申立人および相手方をいう。後見等事件においては、別表第一および第二編に規定する通り、一人の成年被後見人等について、後見等開始事件、後見人等選任事件、監督処分事件、後見人等の報酬付与申立事件等、多岐にわたる事件が存在し、事件記録の閲覧謄写の許可申立てについても、各事件を単位として当事者が定まるものとされる⁴⁾。また、職権で立件された事件においては、当事者が存在しないこともある。東京高決令2・1・20（判時2454号35頁）は、後見開始事件の申立人であり、成年後見人に選任された抗告人が、後見監督人の辞任許可事件、成年後見人の追加選任事件および

権限分掌事件について、当事者として記録の閲覧・謄写の許可を求めたが却下されたため、即時抗告をした事案において、辞任許可事件の当事者は後見監督人であり、他の2事件は職権で立件されたもので当事者が存在しないこと等を理由に、抗告人は47条8項、3項の「当事者」には当たらないとし、これを棄却した。

本事案では、申立てに基づき、保佐開始事件を本案とする財産管理者の選任および保佐命令の保全処分⁶⁾の審判がなされ(134条1項、2項、126条1項)、その後、選任された管理者により、財産目録(134条6項、民法27条)および財産状況についての報告書(134条6項、125条2項)が家庭裁判所に提出された。その提出された書面につき謄写の申立てがなされたことから、それらが保全処分事件の記録といえるか、つまり、管理者による財産目録の提出、および、管理者に対して財産状況の報告を命じる処分は、上記保全処分事件に含まれるのかが問題となる。

2 審判前の保全処分

保佐開始事件においては、保佐開始の審判の申立てをしても、保佐開始・保佐人選任審判がなされるまでに一定の時間を要するため、家庭裁判所は、本人の生活、療養看護または財産管理のために必要があるときは、申立てまたは職権で、保佐開始の審判が効力を生ずるまでの間、財産管理者を選任して財産の管理を行わせたり、財産管理者以外の関係者に本人の生活、療養看護または財産管理に関する事項を指示することができる(134条1項、126条1項)。これにより本人の財産および身上の保護を図る趣旨である⁵⁾。

さらに134条2項により、家庭裁判所は、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、申立てにより、保佐開始の審判が効力を生ずるまでの間、民法13条1項規定の財産上の行為につき、財産管理者の保佐を受けることを命ずることができる。この保佐命令の審判があったときは、本人および財産管理者は、本人が財産管理者の同意を得ずにした財産上の行為を取り消すことができる。

3 財産目録の作成および財産状況の報告

保全処分において選任された財産管理者には、134条6項により、家庭裁判所の選任する各種財産管理者に関する一般的規定としての役割を果たす⁶⁾125条1項から6項、および、民法27条から29条まで(27条2項を除く)の規定が準用さ

れる。このうちまず、民法27条1項は、管理者は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない旨を規定する。管理の初めに財産目録を2通作成し、内1通を家庭裁判所に提出することで(規則82条1項、85条)、管理の対象となる財産を明確にして、財産管理に関する不正を防止する趣旨である⁷⁾。これを前提として、家庭裁判所は、財産の管理者に対し、財産状況の報告および管理の計算を命ずることができる(125条2項)⁸⁾。

4 検討

家事審判事件における審判事項は、別表第一、第二規定のもののみならず、第二編に規定するものも含まれる(39条)。財産状況の報告の処分については、立案担当者によると、一つの審判事項とされているものと解され⁹⁾、審判事項ごとに事件あるいは手続があると考えるのであれば、財産状況の報告の審判は保全処分とは別の手続とも考えうる。これに対し、財産目録の作成は、条文中、家庭裁判所の選任に伴う管理者の義務として規定され、実務上も、審判形式によることなく、管理者選任に伴う監督事務として一般的指示により行われている¹⁰⁾。とすると、少なくとも財産目録の作成は、保全処分に付随してなされるものとも考えられなくはない。他方、後見開始の審判の確定後、後見人等から提出された書類については、後見開始事件の申立人等が記録の閲覧等の当事者と扱われる理由はないとの指摘もある¹¹⁾。そこで、何を基準として事件の同一性を判断するかが問題となる。

ところで、家事事件手続法制定に際し、法制審議会において、数多くの別個の事件からなる後見等事件につき、倒産事件のように一体とした事件管理をすることの是非が検討されている¹²⁾。事件の単位を管理対象財産ごととし、後見等開始から終了まで継続して財産管理人を監督し、監督事務に伴う手続は独立の審判ではなく簡易な許可・決定により行い、それによって裁判所および当事者の負担を軽減し、手続の迅速化を図るという提案である。これについては、裁判所の処分および当事者の行為のかかわる一連の事項を、どこまで一つの事件または手続として統合して考えることができるかという観点から問題が整理され、理論的にその決め手となるのは、その処分や行為の目的が同じと見られるかどうかである、との見解が示された。倒産手続は、債務者の全財産の清算ま

たは企業の再建という目的を実現する一個の事件・手続を構成するものと考えることができるが、家事審判事件については、現行民法の下において、同一の目的をもつものとして一つの事件に統合することは困難であるとされ、結果的に、種々の後見等事件は、現行法下においても個別の事件として維持されるに至っている。

翻って考えるに、財産管理者の選定および保佐命令という審判前の保全処分は、本人の財産等の保護を図ることを目的とする。そして家事審判における当該保全処分の事件自体は審判の確定により終了し、以降は、財産管理者が、本人との関係において、その権限を行使することにより、本人の保護が図られていく。他方、財産管理者による財産目録および財産状況報告書の提出は、財産管理事務の適正を目的とするものであり、裁判所が、管理者との関係において、その監督の一環としてなすものである。両者は目的を異にする別の手続であり、したがって、管理者の提出した財産目録および財産状況の報告書は、保全処分の事件についての資料ではないと考えられる。保佐開始（別表第一の17）と保佐事務の監督（別表第一の34）が別個の事件とされるのも、同様の観点から説明することができるだろう。

三 後見等事件の実状

後見等開始事件における申立権者は、本人、配偶者の他、四親等以内の親族等が含まれ、その範囲は広い。これらの者は、その者と本人との間の法律関係が直接裁判の対象となっているわけではなく、本人との身分関係に基づき、本人の利益のために行動することが期待されて申立権が与えられているに過ぎない。そして後見等事件の記録には、本人のプライバシーに関する広範な情報が含まれる¹³⁾。

後見等事件は、相手方は存在しないものの、将来の相続を見据えた遺産分割の前哨戦的な争い等、親族間の紛争事案も少なからずあり¹⁴⁾、そういった事案で保全処分が申し立てられることも多く¹⁵⁾、また、紛争事案において本人の財産状況に関する資料の閲覧等が請求されることも多いという¹⁶⁾。しかし、上述の通り、保全処分においては、本人の財産状況は財産管理の不正防止のために収集される。確かに、後見人等の選任にあたって本人の財産状況が参照されるものの、後見

人等選任事件は職権でなされる別事件であり、当事者は存在せず、後見等開始事件および保全処分事件の申立人に即時抗告権はない。それらの事件は本人の保護を目的とする以上、申立人の手続保障として財産状況の資料が必要であるとは言い難い。たとえ推定相続人といえども、本人の生存中、本人の財産状況は他人の財産状況であり、プライバシーは保護されなければならない¹⁷⁾。以上のことをも考え合わせるとき、本決定の結論は妥当であると考えられる。

●——注

- 1) 最大決昭和40・6・30民集19巻4号1089頁。
- 2) 金子修『逐条解説家事事件手続法』（商事法務、2013年）105頁。
- 3) 裁判所職員総合研修所『家事事件手続法概説』（司法協会、2016年）63頁。
- 4) 東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務』（法曹会、2015年）312頁、片岡武＝金井繁昌＝草部康司＝川端晃一『家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務（第2版）』（日本加除出版株式会社、2014年）99頁、松原正明＝浦木厚利編著『実務成年後見法』（勁草書房、2020年）424頁注36、東京家裁後見問題研究会『後見の実務（別冊判タ36号）』（判例タイムズ社、2013年）103頁。
- 5) 片岡ほか・前掲注4）127頁。
- 6) 金子・前掲注2）398頁。
- 7) 片岡ほか・前掲注4）131頁。
- 8) 秋武憲一＝片岡武『コメンタール家事事件手続法Ⅰ』（青林書院、2021年）465頁。
- 9) 金子・前掲注2）398頁、122頁注2。
- 10) 中村平八郎『財産管理に関する各種家事事件処理についての実証的研究（書記官実務研究報告書8巻3号）』（1969年）72頁参照。
- 11) 松原＝浦木・前掲注4）424頁注36。
- 12) 法務省「法制審議会（非訟事件手続法・家事審判法部会）第13回会議議事録」（2009年）10頁以下〔特に竹下守夫発言〕（<https://www.moj.go.jp/content/000023312.pdf>（2022年9月30日閲覧））。
- 13) 松原＝浦木・前掲注4）423頁。
- 14) 宇田川公輔「成年後見に関する審判事件等における記録の閲覧・閲覧」ケ研314号（2013年）28頁、32頁、東京家裁後見問題研究会「東京家裁後見センターにおける成年後見制度運用の状況と課題」判タ1165号（2005年）77頁以下。
- 15) 金子修＝山本和彦＝松原正明『講座実務家事事件手続法下』（日本加除出版株式会社、2017年）12頁〔一場修子〕。
- 16) 東京家裁後見問題研究会・前掲注14）128頁。
- 17) 宇田川・前掲注14）42頁、東京家裁後見問題研究会・前掲注14）128頁。